

◎議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議 34-1 になります。議案第 34 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページになります。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
目次 第 6 章 雑則（第 32 条—第 36 条） 附則	目次 第 6 章 雑則（第 32 条—第 37 条） 附則
	<p><u>（技術管理者の資格）</u></p> <p><u>第 35 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p><u>(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつ</u></p>

	<p>て、<u>1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する</u></p>
--	--

<p>(委託) 第35条 略</p> <p>(委任) 第36条 略</p>	<p><u>技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者</u></p> <p>(委託) 第36条 略</p> <p>(委任) 第37条 略</p>
---	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。